

沖縄の自立的発展に沖縄科学技術大学院大学が果たす役割

～ 沖縄科学技術大学院大学学園法案 ～

第一特別調査室 くすみ けんじ
久住 健治

1. はじめに

本年3月、第171回国会に提出された「沖縄科学技術大学院大学学園法案」は、沖縄に沖縄科学技術大学院大学（以下「大学院大学」という。）を設置し、沖縄の自立的発展及び世界の科学技術の発展を目指そうとするものである。

本法案の審査をめぐっては、大学院大学の運営経費に関して、国による財政支援の期間や補助金の上限額等について、法案の修正協議を与野党間で進めることとなった。その結果、合意をみることができ、衆議院での修正を経て、7月3日の参議院本会議において、全会一致で可決・成立した。なお、参議院では、大学院大学設置の推進母体である沖縄科学技術研究基盤整備機構のシドニー・ブレナー理事長に対する参考人質疑を行っている。

2. 原案及び衆議院における修正案の主な内容

(1) 本法の目的

本法の目的は、沖縄科学技術大学院大学の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の自立的発展及び世界の科学技術の発展に寄与することである（第1条）。

沖縄の自立的発展を実現するには、大学院大学の設置によって沖縄の振興が図られることが重要であり、修正案では、目的に「沖縄の振興に寄与する」との趣旨を追加している。

(2) 学園の業務

沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）は、大学院大学を設置し運営する学校法人であり、その業務は、学生に対する修学・進路等の相談その他の援助、学園以外の者との共同研究の実施及びその他学園以外の者との連携による教育研究活動、大学院大学における研究成果の普及・その活用の促進、科学技術に関する研究集会の開催その他研究者の交流の促進のための業務等を行うことである（第3条）。

大学院大学は多額の公的資金を投入して建設、運営されるものであるため、資金の使われ方など、透明性の確保がより一層求められる。そのため、修正案では、これらの業務に加え、第3条第2項として、「学園は、経営内容に関する情報の公開を徹底することにより、業務の運営における透明性を確保するよう努めなければならない」とする規定を新たに設けている。

(3) 役員を選任の特例

学園の理事には、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、学園の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有するものとし、科学技術の発達に関し特に功績顕著な科学者、沖縄の振興に関して優れた識見を有する者が含まれなければならない（第7条第2項）。

大学院大学の目的を達成するためには、大学経営に必要な豊富な知識や経験を持つ人材が要求されることから、修正案では、これに加え、「大学の経営に関して高度な知識及び経験を有する者」が含まれなければならないとする特例を新たに設けている。

さらに、大学院大学の運営が適切に行われているかどうか、監視する機能を高めるため、第7条第5項として、理事会で意見を述べることができる評議員の選任に関する特例を新たに設けている。評議員には「沖縄における経済又は社会の実情に精通している者」及び「大学の経営における公正性及び透明性の確保に関して優れた識見を有する者」が含まれなければならない。

（4）国による補助金

原案では、国は、予算の範囲内において、学園に対し、業務に要する経費について、その2分の1以内の補助をすることができるとし（第8条第1項）、法施行後10年の間については、その2分の1を超えて補助することができるとしていたが（附則第5条）、政府の財政支援が10年間だけでは、将来的に大学院大学の経営に懸念が残ることや、地元からの「長期的な補助を継続してもらいたい」とする要請などを踏まえ、修正案では、第8条第1項の補助金の上限枠を撤廃し、「その2分の1を超えて補助することができる」ことに改め、附則第5条の補助金に関する経過措置は削除することとなった。

（5）財政支援の在り方等についての検討

大学院大学は、第8条第1項の修正及び附則第5条の削除により、国が半永久的に運営経費の全額を補助することも可能となったが、将来、大学院大学が、企業との共同研究により得た自己資金で運営が賄えるようになるなど、経営状況の変化等に伴い、補助の在り方を再検討しなければならない必要もある。このため、修正案では、附則第14条として、「国は、この法律の施行後10年を目途として、学園に対する国の財政支援の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」との規定を新たに設けている。

3．委員会における主な論議

（1）大学院大学が沖縄振興にもたらす効果

大学院大学の設置は、内外から多くの期待が寄せられる一方で、沖縄の振興にどのような役割を果たしていくのか、不安視する向きもある。本法の目的を達成するには、大学院大学を知の拠点とする知的クラスターの形成が不可欠であるが、研究機関や企業等との連携を、具体的にどのように進めていくのか、今後の動向が注目されている。

このような状況から、世界の優秀な研究者や学生が大学院大学で研究活動を行うことが、

どのように沖縄振興と結びつくのかとの指摘がなされ、内閣府から、「すぐに効果が出るとは思わないが、大学院大学を核として他の研究機関やベンチャー企業等が集積し、知的クラスターが形成されることが期待できる。沖縄県では関係機関が協力して産学連携の推進に取り組んでおり、バイオ系ベンチャー企業の立地が進んでいる」との答弁があった¹。

沖縄における知的クラスター形成に向けた政府の取組については、内閣府から、「知的クラスター形成には、大学院大学において世界最高水準の教育研究を行い、国際的な評価を得ることが不可欠である。琉球大学を初めとした関係機関と緊密な連携、交流を進めて、大学院大学の研究成果が地域でのイノベーションにつながるよう支援していく」との答弁があった²。一方、ブレナー参考人からは、知的クラスターが形成されるまでの期間について、「現在、知的クラスターの形成に向けて、二つの企業と共同研究を実施しているが、何らかの形ができるまで20年は掛かるだろう」との意見が述べられた³。

また、沖縄には大企業がほとんどなく、中小企業が大半を占めている現状を踏まえると、沖縄振興を図っていく上では、知的クラスターの形成に大学院大学と中小企業との連携が必要となることから、その重要性についての見解を求めたところ、佐藤沖縄北方担当相から、「中小企業は大企業と比べ経営環境が厳しく、研究経費を捻出することも困難であるため、必要に応じて国の関与も検討していかなければならない。地元中小企業の発展の観点からは、大学院大学の研究に積極的に参画してもらいたい」との認識が示された⁴。

(2) 優秀な人材の確保

世界最高水準の大学院大学を目指すためには、ノーベル賞受賞者クラスの優秀な研究者の確保が重要となる。大学院大学の開学時において必要とされる教授クラスの研究者は約50人とされており、それぞれの研究者が研究ユニットを構成することとなっている。現在、教授クラスの研究者の人数は19人となっており、開学予定の2012年までに、残りの必要人数を確保しなければならない状況となっている。そのためには、その研究者に適した研究環境の設備、年収などの待遇のほか、外国人向けの医療や教育の施設など、魅力ある生活環境づくりも重要となる。

こうしたことから、大学院大学に優秀な研究者をリクルートするための政府の方針について質したところ、内閣府から、「優れた研究者の採用は、大学院大学の構築の上で、基本的なポイントとなる。幅広くいろいろな形での国際公募、学術誌、関連のウェブサイト、学会誌などを通じて積極的に人材を求めていく。そのためには、ワークショップ等に参加した人達の口コミによる評価の広まり、国際的な知名度の向上が必要である」との答弁がなされた⁵。

また、優秀な研究者を内外から広く招へいするには、その能力に見合った待遇を提示する必要があることから、どのような内容を検討しているのかとの指摘があったが、内閣府は、「優秀な人材の確保には、充実した研究費、研究設備が重要であり、研究者一人当たりの研究費等の規模は2億円程度としている。待遇は、米国等の主要な研究機関等の事例も調査しながら、国際的に競争力のある待遇となるよう具体的な検討を進めていく」との答弁にとどまった⁶。

(3) 特別な学校法人として設置する理由

現在、国内で大学を設置する場合、国立大学法人が設置する国立大学と学校法人が設置する私立大学に大別される。

本法案では、大学院大学はそのいずれにも属さない特別な学校法人として設置し、世界最高水準の研究が行えるよう、実質、運営費の全額を国の補助金によることを可能とし、理事会運営は、科学者を中心とした意思決定が行えるよう学外理事を過半数とするなど、特例を設けている。

この点に関し、大学院大学を特別な学校法人として設置する理由について説明を求めたところ、内閣府から、「先端的な学際分野で世界トップレベルの教育研究を行うため、内外の著名な科学者を中心とする合議体による自主的かつ柔軟性のある大学運営が必要となるほか、沖縄振興の観点から、高水準の財政支援が不可欠となる。こうした点で、文部科学大臣が任命する学長を中心とした運営を行う国立大学法人ではなく、特別な学校法人とした」との答弁があった⁷。

また、世界最高水準となる大学院大学の実現には、高度な知識、経験を有する者が経営に関与することが必要とされるが、そうした人材をいかに人選していくのかとの指摘に対しては、内閣府から、「大学院大学の最高の意思決定機関である理事会の理事は、ノーベル賞受賞者等の卓越した科学者のほか、大学経営に関し豊富な知識と経験を持った人の参画が必要である。特に学長は、学識のみならず経営能力にも優れた者の就任が必要となる。学長や理事の人選は、法案成立後に行われる予定である」との答弁があった⁸。

学長と理事長の役職には、大学院大学が大学を持たない大学院のみの簡素な経営となることから、同じ者が就任する見通しとなっていることを踏まえ⁹、大学経営と教育研究に必要とされる能力は異なることから、学長と理事長の役職は分けて考える必要があるとの指摘がなされたが、内閣府は、「学長と理事長の役割をどのようなものとするか、それぞれの経営能力や学識を踏まえ、海外の例などを見ながら検討していく必要がある」との答弁にとどまった¹⁰。

そのほか、大学院大学は、国から高水準の財政支援を受けることが可能で、その運営にはより厳しい透明性の確保が求められることから、その説明責任をどのように考えるか政府に求めたところ、岡本沖縄北方対策担当政務官から、「大学院大学が説明責任を果たすことは重要であり、事業報告書や財務諸表等の情報を公表するなど、独立行政法人と同水準の透明性が確保できる措置をとっていく」との見解が示された¹¹。

(4) 大学院大学を運営する財源

本法案では、大学院大学への財政的な支援として、国の補助規定が置かれ、大学院大学の業務に必要な予算は、沖縄振興の観点から、内閣府で予算を措置し補助することとなっている。通常の私立学校では、国は運営経費の2分の1を超えない範囲内でしか補助することができないが、大学院大学では、全額の補助を半永久的に継続していくことも可能な優遇措置がとられている。

このようなことから、大学院大学に対する中長期的な観点から見た財政支援の在り方について、政府の見解が求められ、佐藤担当相から、「大学院大学は、国の沖縄振興施策の一つとして推進されることから、私立大学に対する私学助成法に基づく補助ではなく、内閣府の沖縄振興予算での補助を予定している。大学院大学が世界最高水準の教育研究を実現するためには、国が責任を持って長期的な観点から十分な財政支援を行うことが不可欠であり、自立的な財政基盤の確立に向けた努力も促しつつ、十分な財政支援をしていきたい」とする答弁があった¹²。

そして、大学院大学が安定した研究資金の下で研究が行えるよう、自主的な経営努力を行っていく必要性については、佐藤担当相から、「国の補助金に依存することなく自立に向けて努力する姿勢は極めて重要である。国の財政支援の在り方として、安定的な支援を行うだけではなく、大学院大学が内外の大学とし烈な競争の中で、競争的研究資金、企業の受託研究等の外部資金の獲得に果敢に挑戦することを強く促すような仕組みをつくること重要である」との見解が示された¹³。

さらに、大学院大学が自主財源を確保するため、企業等と連携して外部資金を獲得していく必要性に対しては、佐藤担当相から、「大学院大学は研究のみ行うという方向付けはしたくない。企業との関連を模索する経営的感覚を持った人の陣容が必要となる。ひいては、それが産学官の連携という形で大学院大学の運営にも大きな影響を及ぼしてくる。予算の問題も含めて、そうした連携の下に、ある程度の資金の確保が模索できれば、将来的に企業との連携が構築できる」との答弁があり¹⁴、ブレナー参考人からは、「企業からの安いコストの委託研究は、あまり請け負うべきではない。大学院大学自身による資金調達には、企業と長期的な共同研究を推進し、強力な基盤を産業界につくっていくことが必要である」との意見が述べられた¹⁵。

(5) その他

その他にも、以下のような論議が行われた。

大学院大学は、学部を持たないことから、他の大学院と比べ学生の確保が難しく、内外から多くの学生を獲得するためには、奨学金制度や学費の減免制度などの充実も必要となる。このような学生に対する支援策をどのように考えるか質したところ、内閣府から、「学費については、国内外の主要な研究系の大学の例を参考にしながら適正な金額を設定するよう検討を進めている。海外の大学では、特に博士課程の学生に対して、授業料減免、奨学金支給、リサーチアシスタントとしての雇用など、多くの支援が見られることから、海外の大学との競争の中で優秀な学生を獲得していくには、学生への支援が重要な課題となる」との認識が示された¹⁶。

また、学生の確保については、沖縄の振興を図る観点から、地元の人材育成が重要となる。大学院大学に、日本人または県内出身の学生を優遇する枠を設けることに関しては、内閣府から、「世界最高水準の教育研究の実現のためには、学生の質も非常に高いレベルが必要となる。特定の地域や国などを優遇することなく、内外から優れた学生を獲得することで努力していきたい」との答弁があった¹⁷。

さらに、日本では博士課程を修了した学生の就職は厳しく、定職に就けない学生も少なくない現状を踏まえると、大学院大学を修了した学生に対しても、その学生の能力に見合ったキャリアパスの実現が必要となる。そこで、大学院大学の進路指導をどのように行っていくか質したところ、内閣府から、「大学院大学を修了した学生は、内外の主要な大学あるいは研究所で研究者として活躍するほか、ベンチャー企業など産業界でも先導的な役割を果たすことが期待される。そういう意味で、専門分野に関する高度な教育だけでなく、起業家教育も視野に入れたカリキュラム編成も検討している」との答弁があった¹⁸。

4. 今後の課題

大学院大学は 2012 年の開学を目指し、現在、沖縄本島の恩納村でキャンパスなどの施設の整備が進められている。本法案が成立したことにより、開学に向けた準備もいよいよ本格化すると思われるが、今回の法案審査を通じて、様々な課題が明らかとなった。

まず、大学院大学の設立と沖縄振興との関係について、大学院大学での基礎研究が、中小企業が大半を占める沖縄の振興と具体的にどのように結びつくのかは不透明なままであり、大学院大学と中小企業との連携が、どのように進められていくか注視していく必要があると思われる。

また、学長の人選については、大学経営に精通した優秀な学者が求められているが、大学経営と研究者としての能力を持つ人材を見つけることは難しいと思われるため、いかに人選を進めていくかが課題となろう。優秀な人材の確保についても、どのような待遇で招へいするのか、その基準を明確にした上で、人選を進めていく必要がある。

さらに、財政面については、根拠法が成立したとはいえ、公的資金に依存するばかりでなく、民間との共同研究による自己資金の獲得などが進まなければ、安定した研究活動を行っていくことは厳しいものとなろう。

このように、解決しなければならない課題は多いが、大学院大学の設立は、沖縄の振興を図る観点から大変意義深いプロジェクトであり、県民の期待も大きい。今後、これらの課題を解決し、沖縄の将来の自立的発展につながっていくような意義のある大学院大学として成長していくよう、各所の取組に注目していきたい。

¹ 第 171 回国会衆議院沖縄北方問題に関する特別委員会議録第 5 号 3 頁（平 21.6.11）

² 第 171 回国会衆議院沖縄北方問題に関する特別委員会議録第 5 号 5 頁（平 21.6.11）

³ 第 171 回国会参議院沖縄北方問題に関する特別委員会議録第 5 号 4 頁（平 21.6.19）

⁴ 第 171 回国会参議院沖縄北方問題に関する特別委員会議録第 6 号 20 頁（平 21.7.1）

⁵ 第 171 回国会参議院沖縄北方問題に関する特別委員会議録第 6 号 15 頁（平 21.7.1）

⁶ 第 171 回国会参議院沖縄北方問題に関する特別委員会議録第 6 号 5 頁（平 21.7.1）

⁷ 第 171 回国会衆議院沖縄北方問題に関する特別委員会議録第 5 号 2 頁（平 21.6.11）

⁸ 第 171 回国会参議院沖縄北方問題に関する特別委員会議録第 6 号 4 頁（平 21.7.1）

- ⁹ 第 171 回国会参議院沖縄北方問題に関する特別委員会会議録第 6 号 4 頁 (平 21.7.1)
- ¹⁰ 第 171 回国会参議院沖縄北方問題に関する特別委員会会議録第 6 号 13 頁 (平 21.7.1)
- ¹¹ 第 171 回国会参議院沖縄北方問題に関する特別委員会会議録第 6 号 7 頁 (平 21.7.1)
- ¹² 第 171 回国会衆議院沖縄北方問題に関する特別委員会会議録第 5 号 5 頁 (平 21.6.11)
- ¹³ 第 171 回国会参議院沖縄北方問題に関する特別委員会会議録第 6 号 18 頁 (平 21.7.1)
- ¹⁴ 第 171 回国会参議院沖縄北方問題に関する特別委員会会議録第 6 号 2 頁 (平 21.7.1)
- ¹⁵ 第 171 回国会参議院沖縄北方問題に関する特別委員会会議録第 5 号 7 頁 (平 21.6.19)
- ¹⁶ 第 171 回国会参議院沖縄北方問題に関する特別委員会会議録第 6 号 19 頁 (平 21.7.1)
- ¹⁷ 第 171 回国会衆議院沖縄北方問題に関する特別委員会会議録第 5 号 11 頁 (平 21.6.11)
- ¹⁸ 第 171 回国会参議院沖縄北方問題に関する特別委員会会議録第 6 号 16 頁 (平 21.7.1)